

「木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画（素案）」に係る意見募集（パブリックコメント）の結果について

- 意見募集期間 令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)
- 意見の総数 27件（7者）

No.	該当箇所 (ページ)	お寄せいただいたご意見	県の考え方
1	P5	面積制約について 150m2の意味は理解できますが、住宅は除けないで しょうか。 理由：条例により建物価格の金額があがってしまう懸念がある。 (条例による補助金でもあれば別ですが・・・)	景観法届出は建築物の用途を問わず景観育成を図る制度であります。住宅 の建築が景観に与える影響が生じないとは必ずしも言い切れないため、特 定の用途のみ届出対象外とすることは考えておりません。当該届出制度の 主旨についてご理解賜りますようお願い申し上げます。
2	P7	建築部分、区分全体が共通している項目（特に、区分けされたくなく、全 体で表現されている部分についてウ、エ、オ等） 住宅にまで及ぶと上記同様に厳しいと感じます。	当該基準は木曽地域における景観育成を目的に過度な規制とならないよ う、定性的な考え方に基づいた基準検討を行っております。従いまして、 それぞれの基準の趣旨をご理解いただきながら、景観への配慮を検討いた だき建築計画に反映いただきますようお願いいたします。
3	全体	景観も大事であると認識しますが、そこに実際に住んでいる人の生活にあ らゆる面で影響が出ないように検討してほしいと思います。	計画の検討にあたっては、ご指摘のとおり地域にお住まいの皆様的生活に 影響が生じないように配慮するとともに、木曽地域の美しい景観を守るた めに必要な内容となるよう皆様のご意見を踏まえて取り組んでまいりま す。
4	素案P5 1 届出対 象規模と行為 ④電 気供給施設等の建設 等 ※ただし規格化 された電柱は除く	「規格化された電柱」だけでなく、附帯する電線類も含めて届出の対象外 であることが分かるよう、ただし書きは 「※ただし規格化された電柱およびそれに附帯する設備（電線、支線、変 圧器、開閉器、電気通信設備等）は除く」 の記載をお願いしたい。	適用除外については景観条例に規定し、適用除外の範囲については関係者 と調整していきます、 なお、設備の規模・種類によっては景観上支障を生じさせる恐れもあるた め、一律に全ての設備を対象外とすることは考えておりません。
5	素案P6 2 行為の制 限 ア配置(ア)周 辺と壁面線を合わせ つつ、極力道路から 後退し、連続した沿 線の空間を構成する よう努めること。	電柱等の電気供給施設は、1 届出対象規模と行為－④電気供給施設等の建 設等に該当するため、「行為の制限」から除外されることで良いか確認し たい。 上記によらない場合は、下記のとおり。 電柱等は必要最小限の土地を地権者から取得して設置している。また、土 地の有効活用の観点から、道路に面した場所等へ施設しなければ地権者の 理解が得られない場合が大半である。さらに、電気供給施設の維持管理面 においても、道路に沿って配置することにより特操車両等の機動力が発揮 できる。以上から、公益性に鑑み、道路後退、隣地後退等の制限に関する 本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについてご配慮をお願いし たい。	④電気供給施設等の建設等につきましても1届出対象規模と行為における （1）建築物の建築、工作物の建設（太陽光発電施設を除く）に該当しま す。 設置場所等に応じて景観配慮の内容が異なるため、届出時の適用される基 準も異なっておりまます。送配電設備等の設置にあたっては、設置場所に 応じて適用される基準に対し景観上配慮する最大限の措置について検討い ただき対応くださいますようお願いいたします。従って適用対象外の基準 を設けることは想定しておりません。
6	素案P6 2 行為の制 限 ア配置(カ)電 柱、鉄塔類はでき るだけ目立たないよ う設置すること。	電柱等の電気供給施設は、1 届出対象規模と行為－④電気供給施設等の建 設等に該当するため、「行為の制限」から除外されることで良いか確認し たい。 上記によらない場合は、電柱・電線類は規格品のため高さ・形状・色彩等 が決められており、設置場所についても保守・保安を考慮すると道路沿い の設置が望ましいため、「設置に関してはできるだけ目立たないように配 慮すること」等への変更をお願いしたい。	④電気供給施設等の建設等につきましても1届出対象規模と行為における （1）建築物の建築、工作物の建設（太陽光発電施設を除く）に該当しま す。 なお、当該基準は、電柱・鉄塔類の設置にあたり可能な範囲で景観上の配 慮を求めるものです。県内の他の景観育成重点地域においても同様の基準 を設けていることから当初案のとおりとさせていただきます。
7	素案P8 2 行為の制 限 カ敷地の緑化 (ア)敷地内に優れ た樹木等がある場合 は、可能な限り保存 若しくは移植し、修 景に生かすこと。	電気供給施設等の建築等に伴い伐採が発生する場合、届出の対象となるの か確認したい。 届出対象となる場合については、事前届出期間の柔軟な対応や、緊急時の 場合は事後届出も可能とするようご配慮をお願いしたい。	木竹の伐採は届出対象としておりません。また、景観法届出は法令におい て、「非常災害のため必要な応急措置として行う行為」については届出対 象外とされております。

8	第4章 2 行為の制限 (1) 建築物の建築、工作物の建設（太陽光発電施設を除く） (6頁～8頁)	送配電設備については、「(1) 建築物の建築、工作物の建設（太陽光発電施設を除く）」における行為制限のうち、「ア 配置（カ）電柱・鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること」及び「オ 色彩等（ア）～（エ）」が主な適用対象であると認識している。 一方で、「ア 配置（ア）～（オ）」、「イ 規模（ア）（イ）」、「ウ 形態・意匠（ア）～（キ）」、「エ 材料」、「カ 敷地の緑化（ア）～（カ）」及び「キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（ア）～（エ）」については、建築物等を主な対象とした基準であり、送配電設備の構造・機能上そのまま適用することが困難なものがある。 このため、送配電設備に適用する景観育成基準と設備の構造上適用が困難な基準については適用対象外にするなど、運用を明確にしていきたい。	設置場所等に応じて景観配慮の内容が異なるため、届出時の適用される基準も異なってまいります。従って、送配電設備等の設置にあたっては、設置場所に応じて適用される基準に対し景観上配慮する最大限の措置について検討いただき対応くださいますようお願いいたします。従って適用対象外の基準を設けることは想定しておりません。
9	第4章 2 行為の制限 (1) 建築物の建築、工作物の建設（太陽光発電施設を除く） (6頁)	「ア 配置（カ）」において、電柱・鉄塔類は「できるだけ目立たないよう設置すること」とされているが、送配電設備の配置は、電力系統上の必要性、地形条件、保安距離、用地制約、施工性及び維持管理性を総合的に踏まえて決定する必要がある。 このため、景観上の配慮のみを理由として、保安上又は技術上適切な設備配置を変更することが困難な場合がある。 したがって、電柱・鉄塔類の配置に関する基準については、景観への配慮を求める趣旨である一方、電力の安定供給及び保安確保に必要な設備機能を損なわない範囲で適用することを明確にしていきたい。	設置場所等に応じて景観配慮の内容が異なるため、届出時の適用される基準も異なってまいります。従って、送配電設備等の設置にあたっては、設置場所に応じて適用される基準に対し景観上配慮する最大限の措置について検討いただき対応くださいますようお願いいたします。従って適用対象外の基準を設けることは想定しておりません。
10	第4章 2 行為の制限 (1) 建築物の建築、工作物の建設（太陽光発電施設を除く） (7頁)	送配電設備に係る鉄塔等については、「(1) 建築物の建築、工作物の建設（太陽光発電施設を除く）」における「オ 色彩等（ア）（イ）」の基準の適用対象となるものと認識している。 一方で、航空法その他関係法令に基づき、航空機の安全運航を確保するため、航空障害標識として赤白塗装を施す場合や航空障害灯を設置する場合がある。また、設備の識別、保安確保及び維持管理のために必要な表示や色彩を用いる場合がある。 これらは法令遵守又は保安確保のために必要な措置であり、景観上の配慮のみを理由として変更又は省略することはできない。 このため、航空障害標識、航空障害灯、保安上必要な表示及び設備維持に必要な色彩等については、景観育成基準に適合するものとして取り扱うこと、又は当該基準の適用対象外として扱うことを明確にしていきたい。	他法令で設置が義務付けされているものについて、景観上の配慮から指導等を行うことは原則行いませんが、他法令に適合したうえで景観上配慮する最大限の措置について対応頂きますようお願いいたします。
11	第4章 2 行為の制限 (3) 土地の形質の変更 (9頁)	送配電設備については、「(3) 土地の形質の変更」における行為制限のうち、「変更後の土地の形状、修景、緑化等」に記載される樹木の保全及び伐採に関する基準が関係するものと認識している。 一方、送電線の保安確保及び電力の安定供給のため、電気設備に関する技術基準を定める省令等に基づき、電線と樹木との必要離隔距離を確保するため、送電線下及びその周辺において樹木の伐採を実施する場合がある。これらの樹木伐採は、電線と樹木との必要離隔距離を確保し、樹木接触による停電、設備事故及び公衆災害を未然に防止するための維持管理行為であり、景観形成を目的とした土地利用行為又は開発行為とは性質を異にするものである。 また、現行の景観法届出においても、「測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採」は適用除外行為として整理されている。 このため、送配電設備の保安確保及び安定供給のために実施する樹木伐採については、景観法第16条第7項に規定する行為（通常の実地調査や軽易な行為等）として届出を要しない取扱いとなることを明確にしていきたい。	当県においては、景観法届出対象行為として、木竹の伐採は届出対象としておりません。
12	第4章 2 行為の制限 (3) 土地の形質の変更 (9頁)	送配電設備の保守、更新等に伴い、作業用地の整備や基礎周辺工事のため、小規模な切土、盛土等の土地の形質変更が生じる場合がある。 これらの行為は、「(3) 土地の形質の変更」における「変更後の土地の形状、修景、緑化等（ア）」に関係するものと考えられるが、設備の維持管理及び保安確保を目的としたものであり、主要な眺望点や道路等の公共空間から視認できない場合や、景観への影響が限定的である場合が多い。また、送配電設備の機能維持及び電力の安定供給のため継続的に実施する必要がある維持管理行為であり、景観形成を目的とした開発行為とは性質を異にするものである。 このため、送配電設備の保守、更新等に伴う小規模な土地の形質変更については、景観法第16条第7項に規定する行為（通常の実地調査や軽易な行為等）として届出を要しない取扱いとなることを明確にしていきたい。	作業内容の性質を問わず、土地の形質変更で、届出対象規模に該当する場合は届出が必要となります。制度の主旨をご理解いただき適切な対応を頂きますようお願いいたします。

13	その他（素案記載外） 送電線の巡視路の維持（草刈）等の設備維持管理行為	送配電設備の維持管理に必要な巡視路については、草刈り、階段設置及び軽微な補修等を実施している。また、既存設備の機能維持又は安全確保を目的として、機器取替、補修、塗装更新及び電線張替え等を行う場合がある。 これらの行為は、設備の機能を維持し、事故や停電を未然に防止するために継続的に実施するものであり、景観形成を目的とした新たな開発行為ではない。また、既存設備を前提とする行為であるため、景観への影響は限定的である場合が多い。 このため、巡視路の維持、機器取替、補修、塗装更新、電線張替えその他既存設備の機能維持又は安全確保を目的とした行為については、景観法第16条第7項に規定する行為（通常の手理や軽易な行為等）として届出を要しない取扱いとなることを明確にしていきたい。	当該行為は通常の手理行為と考えられるため、原則届出は要しないと思料しますが、維持管理行為の中でも行為によっては、景観への影響が生じる場合も想定されるため、届出対象行為に該当の場合は適切な対応をお願いいたします。
14	その他（素案記載外）	送配電設備の新設、更新、修繕等については、電力の安定供給及び保安確保のため、適時適切な対応が必要となる。 景観への配慮が必要な行為については、これまでも長野県と事前協議を実施した上で届出手続きを行っており、今後も当該協議を継続して実施する考えである。 その上で、事前協議の対象範囲、実施方法及び確認事項等について、長野県との※個別協定又は覚書等により明確化し、当該協定等に基づく事前協議を実施する場合には、景観法に基づく都度の届出を不要とする取扱いをご検討いただきたい。（※他県において個別協定書を締結している実績あり）	設置場所等に応じて景観配慮の基準も異なることから、引き続き事前協議を行っていただきますようお願いいたします。 なお、個別協定又は覚書等により届出不要とする扱いについては、他県の事例等も参考としながら検討させていただきます。
15	その他（素案記載外） 届出書類関係について	届出書類及び添付図書の内容については、今回公表された景観計画（素案）において、具体的な記載は示されていないものと認識している。 今後、届出書類や添付図書に関する新たな要件の追加又は運用変更を検討する場合には、事業者の実務に与える影響が大きいことから、制度設計の段階で関係事業者との十分な意見交換の機会を設けていただきたい。 また、対象路線である国道3路線上に250mごとに視点場を設定するとの記載については、当該視点場が届出時に求められる眺望点と同一のものか、又は別の位置付けのものか、運用上の考え方を明確化していきたい。 仮に、当該視点場が届出時の眺望点として取り扱われる場合、フォトモンタージュや景観評価資料の作成箇所が多数に及び、資料作成に多大な時間及び労力を要することが懸念される。特に、広域に線状展開する送配電設備のような社会インフラにおいては、対象範囲が広範となり、設備の更新・維持管理に伴う手続きにおいて、事業者に過度な実務負担が生じるおそれがある。 このため、届出に係る景観評価にあたっては、代表的な視点場による確認、対象範囲の合理的な限定、提出資料の簡素化等により、送配電設備の更新・維持管理に支障が生じないよう、実務に即した合理的な運用をご検討いただきたい。	届出書類及び添付書類の内容については、景観景観規則に示すものとなり素案に記載していませんが、現行の計画同様とし、新たな要件の追加や変更は予定していません。 また、対象路線における250mごとの視点場については、本計画の指定区域を検討する際に設けた箇所であり、景観法の届出において現在、県が指定している眺望点とは別のものとなります。従って、本計画に係る届出においてこの250mごとの視点場を新たに対象とする予定はございません。（250mごとの視点場からフォトモンタージュ等を作成いただく必要はございません。）
16	6 ページ	表中、区分 イ 規模 意見 木曽地域には電力会社が設置する高圧送電鉄塔（以下、「鉄塔」）が多数存在しますが、近年、(1)鉄塔の経年劣化への対応、(2)将来的な維持管理経費の削減 を目的に建替えが進められています。 私が居住する地域での例を挙げれば、押しなべて旧鉄塔に比して2～3倍、あるいはそれ以上の高さとなり、同時に敷地面積も拡大化しています。 鉄塔の高さが伸びたことにより主要道路、生活の場、観光客が通る旧道などからの可視範囲において稜線から空に突き抜けるようになりました。 景観を大切に守ってきた地域にとってこれは承服しかねる破壊行為だと思います。 長野県内における他地域においても今後同様の事例が発生することが考えられます。 計画素案において「行為の制限（景観育成基準）」は、「周囲の基調となる樹林やりょう線から著しく突出した印象を与えない規模」とされています。 電力の供給は重要なインフラですから維持管理に係る行為は受け入れることにやぶさかではありませんが、「景観育成」の観点から納得できる規制が実行されることを願います。	送電線鉄塔は社会的なインフラの一部であると同時に、近年の高度化の状況から景観に対する影響が生じていることを鑑み、有効な対応が必要であると認識しております。このような状況を踏まえ、当景観計画においても、事業者側に一定程度の配慮を求めるものとして基準に位置付けるものです。 また、送電線鉄塔が設置される場所毎に景観における配慮方法も異なることが想定されるため、景観計画の運用と併せて引き続き地元市町村とともに、必要に応じて事業者も交えながら配慮事項について調整してまいります。

17	7 ページ 8 ページ	【建築物の建築、工作物の建設（太陽光発電施設を除く）に対する要望】 ア：配置 キ：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（特定外観意匠）に関する付加基準 ⇒（ア）配置 1. 配置については、一定の空間をあける場合私有地に設置することが想定されますので、私有地（民地）交渉において、地域住民向けの説明が発生する場合は、都市・まちづくり課から説明協力をお願いいたします。	良好な景観育成のため配慮いただきたい事項であることをご理解いただき、設置者から趣旨を含めてご説明いただきますようお願いいたします。
18	見出し 1 ページ	木曽谷・御嶽景観育成重点地域景観計画 ※木曽・御嶽景観・・・木曽谷と表現すると狭い地域を想定されがちであり「谷」は外した方がいい	「谷」を外した場合に、「木曽御嶽山」と混同される恐れがあるため、木曽地域一体の総称として「木曽谷」としている当初案が好ましいと考えます。
19	地域の概況 1 ページ	2 重点地域設定を進めるうえでの視点整理 ・当該地域は、自然景観が非常に豊かで日本のみならず世界各国から自然環境の保存、景観保護を強く訴えられている地域でもある。自然豊かな環境とその景観の中で人々の生活の営みが連綿と引き継がれてきた特異な地域でもある。この環境を末永く保つ方策を強く打ち出すべきです。 又環境は昼間のみならず夜間における景観にも言及すべきです。特に夜は暗くなることが自然の慣らわしでありそれが木曽の日常となっていることが素晴らしいことです。春夏秋冬夜の星空、日が落ちれば暗くなるのが自然界の日常であります。 「鉄塔や電波塔は景観を守るためにデザインされていない。美しい森の生命のかわりに、構造物を取り入れている。」・・・北アメリカのハイカー	木曽地域の自然環境や歴史、文化により育まれた景観は、信州の景観を代表する極めて重要な景観資源の一つであると認識し、今回、景観育成重点地域に指定し、本計画を広く周知し、多様な主体と連携・協力しながら、かけがえのない景観を未来につなげていくことを目的としております。ご指摘いただきました夜間における優れた景観については、P3の1景観の特性（1）地域の概況のなかで、夜間における星空も木曽地域の美しい景観の特徴であることを追記します。
20	2 ページ	地域区分の考え方 狭い区域の視点、重点的な構造物、構築物のみならずその周囲、バックにある借景景観をも含めた区分とすべきです。 「妻籠宿における宿場と街道」の考え方 ・・・宿場景観・街道景観・在郷景観・自然景観を含むまた保全	ご指摘のとおり木曽地域においては、特定の対象物に対し、その背景となる山々の景色とが一体となって構成される景観が大きな特徴であること認識しております。従って歴史・文化地域の設定においては、その背景の山並みを含めて区域検討を行っております。木曽特有の景観が守られるよう制度の運用に努めてまいります。
21	3 ページ	景観育成 自然景観に溶け込まない、商・工・観光用構築物は改善する指針を示してそれぞれの設置者に改善を義務付けるようにすべきです。 「高度経済成長期」における法律は景観・感性などの人の心の豊かさを犠牲にして進んできた、これからの成熟社会は法律優先ではなく、人々の心のやすらぎをも支える環境とすることを進めたい。 「私たちは、インフラで風景を台無しにすべきでない」・・・豪州のハイカー	今後景観計画を運用する中で必要に応じて検討を行い、指針の策定や改善のあり方について研究してまいります。

22	3 ページ	届出対象規模と行為・景観育成基準（行為の制限） 計画段階から地元行政、地域社会と十分な話し合いを持って合意を図り実行するように義務付ける。木曽の環境からしてもっと対象規模を小さくする必要がある。色彩・光彩（照射時間含む）についての規制が必要です。 道路、街灯等の光害・・・夜間の星空への影響への規制も配慮を要する 特に電力、商用（酒類、車事業等の）設備、看板類	計画段階から地元との協議等を行うことは届出制度の実効性を高めるうえで重要な視点であると認識しております。しかしながら、多数の届出が行われる中で全ての行為に対して事前協議等を行うことや規制範囲の拡大は、事業者に過大な負担を強いる恐れがあるため、慎重な判断が求められます。従って、今後景観計画を運用する中で必要に応じて事前協議やその他規制等の必要性について検討してまいります。
23	その他	野外広告（家屋の袖看板、屋上看板）は木曽の現状景観にマッチしないので禁止すべき（ほとんど見当たらない）	本計画では、法的位置づけから屋外広告物の直接的な規制等を行うものではありませんが、地域特性を踏まえ、適切な屋外広告物の設置を行うことは景観誘導を図るうえで重要な視点であると認識しております。今後屋外広告物条例の改正など地域の状況を見ながら必要な検討を進めてまいります。
24	その他	各市町村には景観条例・景観計画を作り木曽の景観を保護、保全、推進する土壌を醸成するように指導してほしい。 国際観光県としてインバウンドの目線、感性等にも配慮した景観保護を図る事が世界から評価されます。日本人と同じ感性ではないです。	景観育成はその地域の状況を一番に理解している基礎的自治体が主体的に取り組むことが重要であると認識しております。従いまして、市町村への景観行政団体移行を促しながら景観計画の策定や景観条例の制定に向けて必要な支援を行ってまいります。
25	3 ページから 4 ページに関して	1（2）地域区分ごとの景観特性と景観育成上の課題 及び 2 景観育成の方針に関連して ① イ ウ エ・・・令和元年11月28日「木曽地域景観協議会」が取りまとめ「木曽路の眺望景観整備推進会議」推進宣言した方針を尊重し本計画に反映していただきたい 【参考資料】パンフレットの写し 1-1～1-4	ご意見を踏まえまして、P3の1景観の特性（1）地域の概況の中で、当該推進宣言の方針を踏まえた内容とするものとし、地域内にある眺望景観を引き続き守り磨き上げていくことが重要である考えを追記します。
26	3 ページから 4 ページに関して	② イ ウ エ・・・2012年3月木曽観光連盟が策定した「信州木曽路中山道を歩くウォーキングマップ（改訂版）」に案内されているP28～P29十二兼地区の景勝地・史跡について本計画に反映していただきたい。 「大岩須・小岩須」「中川原峡」「羅天」他 【参考資料】マップ抜粋2-1～2-4	本計画では地域区分において歴史・文化地域を設定しておりますが、木曽地域の全ての文化財等の設定は困難であることから、国が指定する重要文化財・史跡・名勝と日本遺産構成文化財のうち県が認めた県宝・史跡・（眺望点）を設定しております。
27	3 ページから 4 ページに関して	③ イ ウ エ・・・平成28年4月25日に文化庁から認定された「日本遺産」に関して本計画に位置づけしていただきたい。 特に南木曽町管内「与川道」に関しては取り上げられていないのでご配慮願いたい。 【参考資料】3-1～3-4	本計画における歴史・文化地域の設定における対象は、国が指定する重要文化財・史跡・名勝と日本遺産構成文化財のうち県が認めた県宝・史跡を対象としております。そのためご指摘の「与川道」についてはこの対象に含まれないため、当初案のとおりとさせていただきます。 なお、木曽地域における日本遺産への認定につきましては、当地域を特徴づける重要な要素の一つであるため、P3の1景観の特性（1）地域の概況のなかで、平成28年度に県で初となる文化庁の日本遺産に認定されたことを追記します。